

## 第12回総会議事録（R7年12月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年12月25日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	徳益 吉明	出	有川 はつ子	出	馬渡 広二	出	山中 美代子
出	福島 真希	出	坂之下 昭二	出	徳留 博文	出	大久保 義広
出	坂上 和秋	出	永田 勇作	欠	松山 忠雄	出	田中 加代子
出	紺家 知征	出	下西 弘美	出	福島 清邦	出	七日市 昌子
出	乙守 賢次	出	福岡 芳文	出	田中 和美	出	中島 学
出	福田 安昭	出	兒玉 圭亮				

4 事務局

局長 永留 伸二  
主幹 前田 秀作  
主任主事 西山 竜貴  
副主幹 水間 淳也（高城総合支所）  
主事 溝口 漱（高崎総合支所）

次長 鶴村 勇一  
副主幹 畠原 秀嗣  
副主幹 齋藤 千鶴（山之口総合支所）  
副主幹 山波 幸二（山田総合支所）

5 付議案件

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第23号 総会承認後の申請取下げについて

議案第94号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第95号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第96号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第97号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第98号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第99号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）

議案第100号 農業委員会等に関する法律第13条による農業委員の辞任の同意について

議案第101号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

## 第 12 回総会議事録

議長 ただ今より令和 7 年の第 12 回総会を開催いたします。本日は 22 名中 1 名の欠席で 21 名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。21 番委員と 22 番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件 2 件と議案 8 件となっています。まず報告案件ですが、2 件まとめていきたいと思います。報告第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、そして、報告第 23 号総会承認後の申請取下げについて、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、議案書は 1 ページから 19 ページまでとなります。内容につきましては、今月は 36 件の通知で、96,526.00 m<sup>2</sup> の内容となっています。次に報告第 23 号総会承認後の申請取下げについてでございますが、議案書は 20 ページになります。9 月の総会にあがった案件で、5 条申請の案件ですが、取下げの申請がございましたので、報告するものです。理由については、備考欄に記載してあるとおりでございます。以上でございます。

議長 ただいま報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 何も無いようですので、報告第 22 号、23 号については承認するものといたします。

続きまして、議案審議に入ります。まず、議案第 94 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 94 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 21 ページから 26 ページになります。今回は 55 件、67 筆の 47,994.00 m<sup>2</sup> の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、26 ページ下段の表のとおり山之口地区及び高城地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 67 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 94 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 94 号については、非農地とすることに決定いたしました。

次に議案第 95 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 95 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 27 ページになります。今月は 2 件の申請がございまして、2,626.00 m<sup>2</sup> の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 1 ページに記載しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願ひします。何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第95号農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第95号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第96号農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第96号農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は28ページから34ページになります。今月は、27件の申請がございまして、57,308.49m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの2ページから4ページに記載してございます。いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 質問も無いようですので採決いたします。議案第96号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第96号につきましては、すべて許可するものと決定いたしました。

続きまして、議案第97号農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第97号農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は35ページになります。今月は3件の申請がございまして、2,175.00m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの5ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第97号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第97号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第98号農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第98号農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は36ページから47ページになります。今月は正誤表にありますとおり2件の取下げがありましたので、34件の申請となりまして、43,428.76m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの6ページから10ページに記

載してございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

4番 委員 調査報告書のまとめ8ページ17番、19番の調査結果の欄につきまして、判断に至った調査内容等を記述したうえでの結果を記述して頂きたいと考えます。

5番 委員 該当案件の内容や許可相当と判断した経緯の記述がないことにつきまして、地区役員としまして、該当箇所の調査判断を担当した委員は、経験が浅く、このような記述となりましたので、今後、地区内で記載方法を指導いたします。

議長 今回の案件は、農地利用最適化推進委員として、初めて判断を行ったことでありますので、5番委員が言われました指導は、必要と考えます。

事務局 ご指摘を頂きました件に関しまして、次回の総会から、このようなことが無いように各委員に対し文書を送付するとともに、来年5月の研修会の研修内容につきましても取り上げたいと考えます。

議長 他に何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第98号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第98号はすべて許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第99号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第99号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は48ページから104ページになります。まず所有権移転ですが、今月は、渡人から農業振興公社へと、また農業振興公社から受人へとの計16件の即売と2件の公社買い入れ後の分割払いの申請とがございまして、合わせて18件の74,433.00m<sup>2</sup>の内容となっています。利用権設定につきましては、正誤表にありますとおり4件の取下げがありましたので、128件の申請となりまして、411,631.00m<sup>2</sup>の内容となっています。なお、公告につきましては、2月1日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第99号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第99号につきましては原案どおり承認されました。

続きまして、議案第100号農業委員会等に関する法律第13条による農業委員の辞任の同意についてを議題といたします。議題に対する事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第100号農業委員会等に関する法律第13条による農業委員の辞任の同意についてでございます。議案書は、105ページになります。当該委員につきましては、今年の8月に手術を受けられたものの、術後の回復が思わしくなく、現在は歩行にも支障をきたしておられる状況であり、今後正常に委員活動ができそうにないとの判断から、今回令和7年12月31日付での辞任の申出があつたものでございます。なお、推薦いただいた安久地区

農事振興会及び安久地区農地利用最適化推進委員へ説明し、了承を得ており、地区内では後進となるべき推薦候補者の確保もできているとのことです。については、当該委員の辞任の同意についてご審議方よろしくお願ひします。

議長　　ただいま、説明がありましたが、ここで質問をお受けします。何かありませんか。

全委員　無し（の声あり）

議長　　無いようですので採決に入ります。議案第100号農業委員会等に関する法律第13条による農業委員の辞任の同意について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員　（全委員挙手）

議長　　全委員挙手ですので、議案第100号については同意することに決定しました。

続きまして、議案第101号農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いします。

事務局　議案第101号農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてでございます。議案書は106ページになります。当該委員につきましては、現在、安久地区の農地利用最適化推進委員ですが、先ほどの農業委員の辞職のことを聞かれまして、総会での議案審議に関わるなどさらなる地域農業の発展に寄与したいとの思いから、農業委員に立候補したいとして、今回、農地利用最適化推進委員の辞任の申出があったものでございます。以上でございます。

議長　　ただいま、説明がありましたが、ここで質問をお受けします。何かありませんか。

全委員　無し（の声あり）

議長　　無いようですので採決に入ります。議案第101号農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員　（全委員挙手）

議長　　全委員挙手ですので、議案第101号については同意することに決定しました。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するということで終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

全委員　無し（の声あり）

議長　　特に何もございませんので、これで第12回の総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和7年　月　日

議事録署名委員

21番委員

22番委員

作成者　鶴村　勇一